

アルコール試験研究製造承認申請について

アルコールの製造方法を試験し、又は研究するためのアルコールの製造(アルコール試験研究製造)については、事前に承認を受ける必要があります。(アルコール事業法第4条第3号)

1. 試験研究製造承認に係る審査基準

- (1)アルコールの製造方法を試験し、又は研究するためのものであること。
- (2)製造見込数量が製造目的から判断して適当な数量であること。
- (3)製造したアルコールの処分が適切になされるものであること。

2. 承認申請の範囲

当該試験研究に関わる部分(製造・譲渡・使用・実証(最終成果物の使用)まで)を全体的に包括する範囲で申請するものとします。

また、試験研究製造承認範囲を超えての試験研究製造成果の譲渡(有償及び無償譲渡)は認められません。

ここでいう試験研究製造成果とは、製造したアルコール及びアルコールの使用過程から得られる物品又は結果(アルコールを使用して出来た物品及びそれらを用いての実証試験によって出来た物品、回収アルコール及び回収アルコール含有物なども含む、当該試験研究で得られた成果物の全て)を言います。

(注意1)違反した者及び未遂の者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。(法第46条第1項第1号及び第2項)

また、当該行為に係るアルコール、酒母、もろみ及びその容器並びにアルコール製造用の機械及び器具は没収されます。没収できないときは、その価額を追徴されます。

(法第46条第3項及び第4項)

(注意2)法の対象となるのは、アルコール分が90度(容量)以上のアルコールを試験研究製造することを目的としている場合です。

アルコール分が1度～90度未満のアルコールを試験研究製造する場合は、基本的に酒税法が適用されますので、最寄りの国税局にお問合せください。

〈本資料のお問合せ先〉

経済産業省 北海道経済産業局

産業部 産業振興課 アルコール室

TEL :011-709-1797(直通)

FAX :011-709-2566

E-mail :hokkaido-alcohol@meti.go.jp

I. アルコールの試験研究製造を行おうとする場合の手続き

1. 承認申請書※の手続（法第4条第3号）

アルコールの製造方法を試験し、又は研究するためのアルコールの製造を行おうとする者は、次のとおり承認を受ける必要があります。

※承認申請書が経済産業局に到着して承認されるまで通常2週間を要しますので、当該期間を考慮のうえ手続きを行なってください。

◇申請書：アルコール試験研究製造承認申請書（省令様式第2）

→ 記載例 p2

◇添付書類（必要に応じて提出を依頼することがあります。）

①アルコール試験研究製造概要書 及び フロー図 → 記載例 p3, 4

様式は任意。既存資料でも対応可能。

②試験研究製造場所の全体平面図 → 記載例 p6

様式は任意。

アルコールの製造設備・貯蔵設備・使用設備・移送配管・受払設備・受払に使用する計測機器、原料・アルコール管理簿の保管場所(事務所)を明示してください。

③アルコール製造設備等の一覧表及び構造図 → 記載例 p5

アルコール製造設備・アルコール貯蔵設備は、アルコール使用設備・アルコールの受払に使用する計測設備に関わる機器の名称・形式・基数 及びアルコールの移送配管内の容積を一覧表に記入してください。また、各設備の構造図を添付してください。

◇申請書の提出先：

アルコールの製造の方法を試験し、又は研究するためにアルコールを製造する場所を管轄する経済産業局長

＜承認申請書・記載例＞

様式第2（第3条関係）

〇〇〇経済産業局長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請書を実際に提出する年月日を記載

試験研究製造承認申請に係る試験研究の範囲に含まれる実施者が複数いる場合は、その全てを連名で全て記載してください。

（郵便番号 060-0808）

申請者 住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目

電話番号 (011-709-〇〇〇)

商号、名称又は氏名

株式会社××××

法人の代表者の住所及び氏名

北海道札幌市東区北11条東2丁目

代表取締役 経済 太郎

アルコール試験研究製造承認申請書

アルコール事業法第4条第3号に規定する試験研究製造の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的	<p>〇〇〇からアルコールを製造する技術を研究するため</p> <p>※研究の目的、研究概要、試験研究の工程等について詳細がわかる書類を参考資料として添付してください。</p> <p>添付資料①：アルコール試験研究製造概要書及びフロー図 →記載例は p3, 4</p>
製 造 する 場 所	<p>〇〇〇株式会社 研究室内（北海道〇〇市〇〇町〇-〇）</p> <p>※製造する場所の全体平面図（製造設備、貯蔵設備、その他の設備の配置を明記）を添付してください。</p> <p>添付書類②：製造場所の全体平面図（様式は任意）→記載例は p6</p>
製 造 する 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
製 造 する アルコールの 度数	99度 ←（90度以上で、最終目標とする度数を記入）
製 造 見 込 数 量	〇〇ℓ/日（年間△△△△ℓ）
製 造 した アルコールの 処分 の方法	<p>例： 社内のボイラー燃料として使用する。</p> <p>エタノール混合ガソリン用として〇〇に供給し、△△でE3の走行試験を行う。</p> <p>データ取得後、有機性廃液として処理する。</p> <p>共同研究相手方に引き渡して次のステップの研究を実施する。具体的な次のステップ研究の内容等は別紙のとおり。</p>
現 に 営 ん で い る 事 業	〇〇業 ←（日本標準産業分類の4桁分類で記載）

<アルコール試験研究製造概要書及びフロー図・記載例>

アルコール試験研究製造申請承認研究テーマ

「〇〇系バイオマスからのエタノール製造技術の開発」

1. 研究の目的

2050年カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素等排出量の低減に向けて ……

本研究では、…〇〇系バイオマスからのエタノール製造技術の開発を行うことを目標とする。

2. 研究概要

本試験研究は、〇〇系バイオマスを中心とした原料からエタノール等の液体燃料製造プロセスの開発を目標としている。

本試験研究のポイントは ……

3. 試験研究製造の工程

①前処理

…

②酵素糖化

…

③エタノール発酵

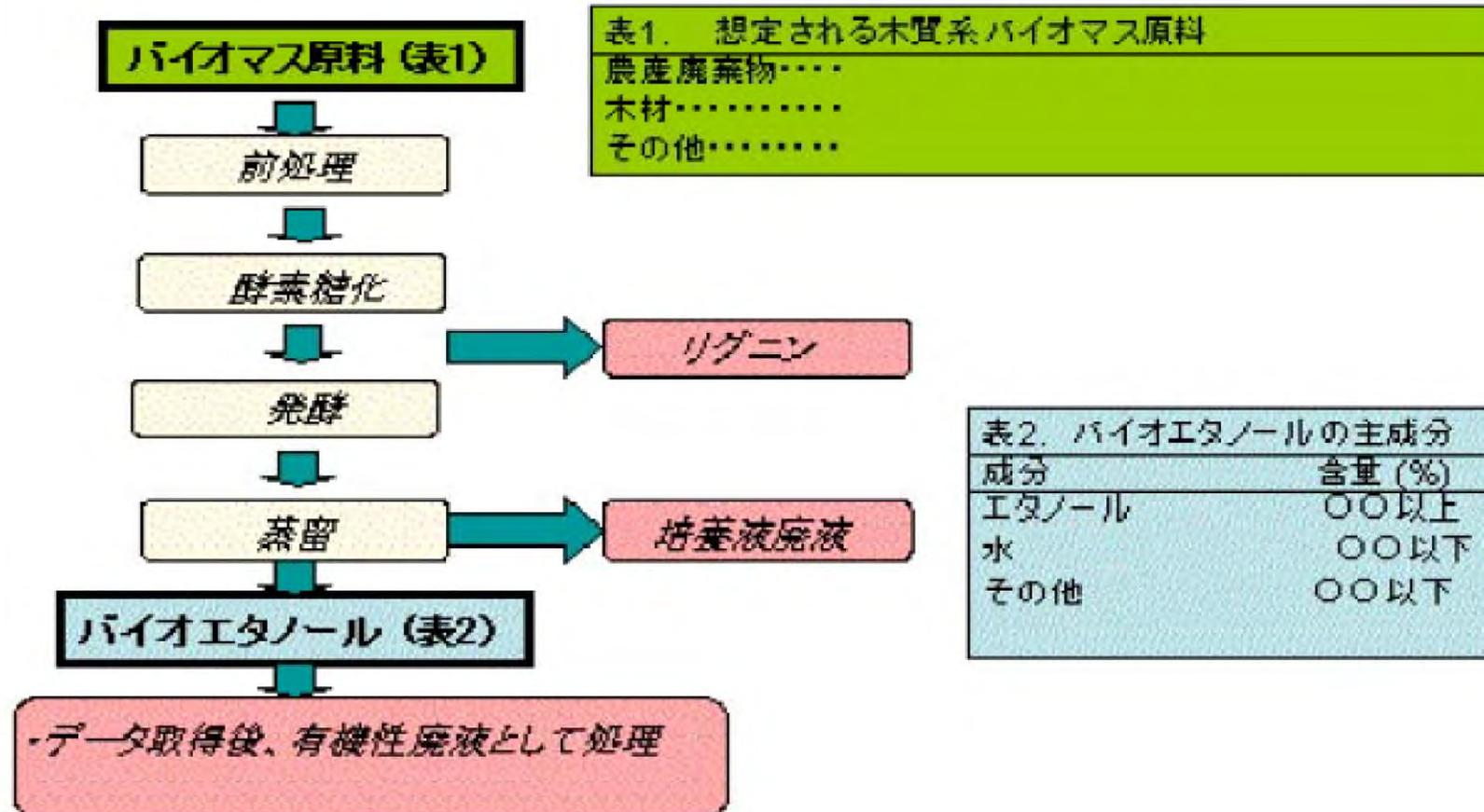
…

④蒸留

…

別紙フロー図 参照

バイオエタノール試験研究製造プロセスの流れ



<記載例>

(参考様式)

アルコール製造設備等の一覧表

1. アルコール製造設備

機器名称	基数	容量	仕様等
酵素糖化・発酵槽	1	〇ℓ	高さ：〇cm、内径：〇cm SUS製
加熱炉反応器	1	〇ℓ	反応方式：〇〇式
蒸留・回収装置	1	〇ℓ	名称：精製塔、高さ：〇cm 内径：〇cm、段数： 〇段、内部構造：泡鐘式

2. アルコール貯蔵設備

機器名称	基数	容量	仕様等
アルコール貯槽	1	〇ℓ	
アルコール倉庫	3	〇ℓ	※貯蔵可能な容量の総計を記入

3. アルコール使用設備

機器名称	基数	容量	仕様等

4. 計測機器

機器名称	基数	容量	仕様等
原料計量用秤	1		デジタル秤、型式 〇〇METI-2000、 計測範囲 〇～〇〇kg
アルコール貯槽用 流量計	1		容量式積算計、型式 〇〇METI-200、 計測範囲 〇～〇〇ℓ/分

5. アルコール移送配管

(使用する配管が、配管内径 40 mmの配管を 30m、配管内径 30 mmの配管を 20mである場合)

配管 内径 40 mm

$$20 \text{ mm} \times 20 \text{ mm} \times 3.14 \times 30,000 \text{ mm} \div 1,000,000 (\ell \text{ 換算}) = 37.7\ell$$

配管 内径 30 mm

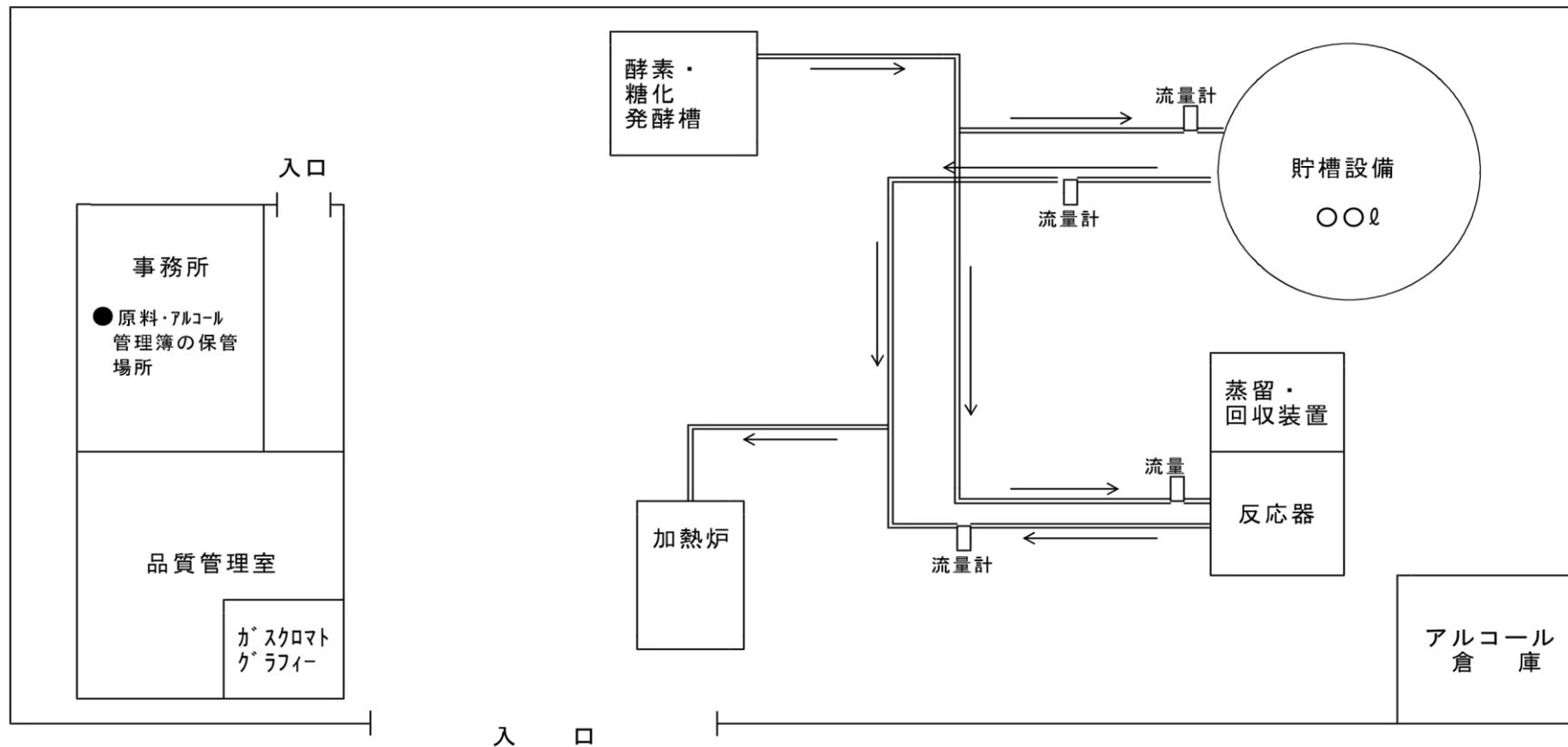
$$15 \text{ mm} \times 15 \text{ mm} \times 3.14 \times 20,000 \text{ mm} \div 1,000,000 (\ell \text{ 換算}) = 14.1\ell$$

合計 51.8ℓ

※上記構造図は別添のとおり

(別添 記載例) 試験研究製造場所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備配置図イメージ (手書きでも結構です。)

〇〇株式会社 研究所 平面図



Ⅱ. アルコールの試験研究製造にあたって注意すべき事項及び承認後に必要な手続

1. 承認の条件(法第39条第1項)

承認された場合は、アルコール試験研究製造承認書に付された条件を確認し、遵守してください。

- (1) アルコール製造は、申請された場所及び期間によること。
- (2) 半製品又はアルコール(回収アルコール、回収アルコール含有物を含む)を処分するときは、申請された処分方法によること。
- (3) 試験研究製造を終了した際、現に酒母又はもろみを所持するときは、当該酒母又はもろみを廃棄処分すること。
- (4) 試験研究製造に係る業務に関し、原料・アルコール管理簿による帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

原料・アルコール管理簿(様式第48の2)→ 様式は、原料ごとに別葉とします。

原料の受払・欠減量・在庫数量、アルコール(回収アルコール又は回収アルコール含有物なども含む)の製造数量・度数・処分数量・欠減量・在庫数量を記入します。

- (5) 試験研究製造実績について、試験研究製造を終了したときは遅滞なく、又は試験研究製造期間が1年を超えるときは年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)における実績を毎年4月末日までに、アルコール試験研究製造に関する実績報告書を提出すること。

実績報告書(様式48の3)には、製造した期間、製造したアルコールの度数、製造数量、製造したアルコール及び半製品の処分数量、酒母又はもろみの処分方法及び処分数量を記入します。なお、製造したアルコール(回収アルコール又は回収アルコール含有物なども含む)及び半製品に加え酒母又はもろみの処分方法及び処分数量の記録については、上記(4)の原料・アルコール管理簿の備考欄に処分数量及び処分方法をご記入ください。

2. 立入検査(法第40条)

法律の適正な運用を確保するため、経済産業省担当職員が、承認されたアルコールの試験研究製造を実施する製造場等に対して、以下の内容について立入検査等を実施します。

- (1)書類検査(原料・アルコール管理簿、実績報告書等の内容確認、関係書類との突合 等)
- (2)保管状況検査(アルコールの保管場所・保管状況・在庫数量の確認 等)
- (3)その他(試料の収去、アルコール製造計画・研究成果等に係るヒアリング 等)

また、立入検査に際し準備すべき書類、帳簿等は以下のとおりですので、日頃から整理しておいてください。

(1)原料・アルコール管理簿

※当該帳簿は5年間保存する義務があります。立入検査時は前回の検査の属する年度～直近の時点までの帳簿をご用意いただくこととなります。

- (2)アルコール試験研究製造のための原料購入等に関する会計関係書類(納品伝票、請求書等)
- (3)アルコール試験研究製造に関する研究記録 等
- (4)アルコール試験研究製造承認申請書(写)及び承認書(添付書類、変更分も含む。)

立入検査を拒否したり、虚偽の答弁をした場合、その他法違反行為が判明した場合は、罰則が適用されることがあります。(法第46条～53条)

◆承認内容の変更について

承認後、申請内容に変更が生じる場合は、事前に当局へご相談ください。

例

- (1)申請者の住所が変更する場合
- (2)申請者が法人の場合であって、代表者が交替する場合(代表者の氏名及び住所変更)

様式第48の2(第27条第3項第4号関係)

＜原料・アルコール管理簿・記載例＞

(原材料名:木材チップ)

アルコールの製造の原材料名を記載
複数の原料を使用する場合は、原料ごとに別葉に記載

原料の受払、欠減、在庫を記入
欠減の理由は備考に記載

製造されたアルコール数量・度数及び処分、欠減、在庫を記入。処分、欠減の理由は備考に記載

年月日	原料(kg)				アルコール(l)					備考
	受入数量	払出数量	欠減量	在庫数量	製造数量	度数	処分数量	欠減量	在庫数量	
〇〇.4.1	1,000			1,000						
〇〇.4.10	2,000			2,000						
〇〇.4.20		100		1,900						
〇〇.4.30		100		1,800						
〇〇.5.1		100		1,700	50	95.0			50	
〇〇.5.10		200		1,500			50		0	ボイラー燃料として使用(50l)
〇〇.5.20		200		1,300						
〇〇.5.30			10	1,290						欠減(10l)は、前処理工程の試運転用に使用
〇〇.6.1		300		990	100	95.0			100	
〇〇.6.10	3,000			3,990			80		20	〇〇にエタノール混合ガソリン試験走行用に譲渡(80l)
〇〇.3.31										酒母〇〇kgを廃棄物処理事業者へ委託し廃棄
合計	12,000	5,000	10	6,890	500		200	0	0	

試験研究製造を終了した際、現に酵母又はもろみを所持するときは廃棄処分が必要

＜実績報告書・記載例＞

様式第48の3（第27条第3項第5号関係）

〇〇〇経済産業局長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

実績報告書を実際に提出する年月日を記載

（郵便番号 060-0808）

届出者 住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目

電話番号（011-709-〇〇〇〇）

商号、名称又は氏名

株式会社 ××××

（承認番号 ）

法人の代表者の住所及び氏名

北海道札幌市東区北11条東2丁目

代表取締役 経済 太郎

アルコール試験研究製造に関する実績報告書

製造した期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
製造したアルコールの度数	95度 実際製造したアルコールの度数を記入。 目標の度数に達成しない場合でも実績度数を記入。
製造数量	〇〇〇ℓ
製造したアルコール及びそれらの半製品の処分数量	〇〇〇ℓ
酒母又はもろみの処分方法及び処分数量	例：蒸留による滅菌処理後、活性汚泥法による廃水処理 〇〇〇kg
備考	例：アルコール度数95度を達成。今後、1年間で目標度数99度を目指す。 詳細計画については別紙のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※該当年度の研究成果及び今後の研究計画を記載してください。（別葉としても可、様式は任意。）</div>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。